

## 食品安全委員会（第573回会合）議事概要

日 時：平成27年8月18日（火） 14：00～15：17

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道1名、行政機関3名、一般6名

### 議事概要

#### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目  
 亜塩素酸ナトリウム  
 （厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当委員の山添委員から説明  
 本件については、添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・ 農薬 4品目  
 [1] イミシアホス      [2] サフルフェナシル  
 [3] チフルザミド      [4] レピメクチン  
 （厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当委員の吉田委員から説明  
 本件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

#### （2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・ 「アルベンダゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集  
 について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。  
 取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手  
 続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作  
 成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼する  
 こととなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「CYS-No. 1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「除草剤グリホサート耐性アルファルファJ101系統及び低リグニンアルファルファKK179系統を掛け合わせた品種」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「テトラコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「トリフロキシストロビン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フェンヘキサミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ベンゾフェナップ」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「フルニキシメグルミン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「フロルフェニコール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「テトラコナゾールの一日摂取許容量を0.004 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.05 mg/kg 体重と設定する。」

「トリフロキシストロビンの一日摂取許容量を0.05 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

「フェンヘキサミドの一日摂取許容量を0.17 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

「ベンゾフェナップの一日摂取許容量を0.002 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

「フルニキシンの一日摂取許容量を0.0098 mg/kg 体重/日と設定する。」

「フロルフェニコールの一日摂取許容量を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

**(5) 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議結果について**

- ・「フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

**(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年7月分）について**

→事務局から報告。